	八　その他の事務	1　森林巡視管理巡視事業の実施								○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長	
		2　治山事業に係る保育事業の執行								○	総合事務所の農林局長 地方農林振興局長	
		3　略										
県土	一　土木工事（鳥取空港	1　土木工事に係る起工の決定										

	30　同法第63条の規定による狩猟者の登録の抹消 (一)　県内に住所を有する者に係るもの (二)　県外に住所を有する者に係るもの			○ ○					地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	31　同法第64条の規定による狩猟者登録の取消し等 (一)　県内に住所を有する者に係るもの (二)　県外に住所を有する者に係るもの			○ ○					地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	32　同法第67条の規定による都道府県知事に対する通知		○						
	33　同法第68条第1項の規定による猟区の設定の認可		○						
	34　同法第72条第1項の規定による猟区の認可の取消し		○						
	35　同法第73条第2項において準用する同条第1項の規定による猟区の維持管理に関する事務の委託		○						
	36　同法第75条第1項の規定による鳥獣の捕獲等の許可を受けた者等からの報告の徴収			○					
	37　同法第75条第3項の規定による立入検査の実施 (一)　森林巡視管理課の職員によるもの (二)　(一)以外のもの			○ ○					地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	38　同法第76条の規定による司法警察員としての職務を行う者の指名			○					
	39　同法第78条の規定による鳥獣保護員の設置			○					
	40　同法第79条第2項の規定による指示							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
九　その他の事務	1　森林巡視管理巡視事業の実施							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	2　治山事業に係る保育事業の執行							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	3　略								
県土	一　土木工事（鳥取空港	1　土木工事に係る起工の決定							

整備部共通	の整備事業、鳥取港、網代漁港及び田後港に係る港整備事業、海岸整備事業及び東部地区沿岸漁場整備事業に係る土木工事を除く。県土整備部共通の項の一及び二において同じ。）に係る知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	(一) 請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。県土整備部共通の項の一及び二において同じ。）が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	○	○	○				○	総合事務所長 地方県土整備局長
		2 土木工事に係る設計の変更 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (1) 契約金額の2割以上の増減を伴うもの (2) (1)以外のもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの イ 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの ロ 契約金額の5割以上の増を伴うもの ハ イ及びロ以外のもの (3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの イ 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの ロ 契約金額の5割以上の増を伴うもの（変更後の契約金額が1億円以上となる場合に限る。） ハ イ及びロ以外のもの	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○				○	総合事務所長 地方県土整備局長
		3 土木工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの	○	○					○	総合事務所長 地方県土整備局長
		4 土木工事に係る請負契約の締結の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計		○	○					

整備部共通	の整備事業、鳥取港、網代漁港及び田後港に係る港整備事業、海岸整備事業及び東部地区沿岸漁場整備事業に係る土木工事を除く。県土整備部共通の項の一及び二において同じ。）に係る知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	(一) 請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。県土整備部共通の項の一及び二において同じ。）が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が6,000万円以上2億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの	○	○	○				○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
		2 土木工事に係る設計の変更 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (1) 契約金額の2割以上の増減を伴うもの (2) (1)以外のもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が6,000万円以上2億円未満の工事に係るもの イ 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの ロ 契約金額の5割以上の増を伴うもの ハ イ及びロ以外のもの (3) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの イ 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの ロ 契約金額の5割以上の増を伴うもの（変更後の契約金額が6,000万円以上となる場合に限る。） ハ イ及びロ以外のもの	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○				○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
		3 土木工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの	○	○					○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
		4 土木工事に係る請負契約の締結の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計		○	○					

	金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの							○	総合事務所長 地方県土整備局長
	5 土木工事に係る土地、水面等の測量及び調査 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円以上3,000万円未満の工事に係るもの (四) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円未満の工事に係るもの	○	○	○				○	総合事務所長 地方県土整備局長
	6 土木工事に係る設計又は監督の委託の決定 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円以上3,000万円未満の工事に係るもの (四) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円未満の工事に係るもの	○	○	○				○	総合事務所長 地方県土整備局長
	7 略								
	8 予定価格が100万円未満の工事用材料の購入並びに予定価格が50万円未満の機械及び器具の購入、借入れ及び修繕							○	総合事務所長 地方県土整備局長
	9 土木工事（住宅環境課の所掌事務に係るものを除く。）の施行のための土地の取得及び使用並びに地上権、地役権その他土地に関する所有権以外の権利、鉱業権、温泉を利用する権利並びに立木、建て物その他土地に定着する物件の所有権及び所有権以外の権利の取得、使用及び消滅並びに損失の補償に係る契約の締結							○	総合事務所長 地方県土整備局長
	10 不動産登記法に基づく不動産の登記							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
	11 県土整備部の所管に係る土地及び水面並びに国有の土地及び水面の境界の確定							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
二 土木工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成 (一) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。）が1億円以上の工事に係るもの				○				総合事務所長 地方県土整備局長

	金額が6,000万円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの							○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
	5 土木工事に係る土地、水面等の測量及び調査 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円以上3,000万円未満の工事に係るもの (四) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円未満の工事に係るもの	○	○	○				○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
	6 土木工事に係る設計又は監督の委託の決定 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円以上3,000万円未満の工事に係るもの (四) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円未満の工事に係るもの	○	○	○				○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
	7 略								
	8 予定価格が100万円未満の工事用材料の購入並びに予定価格が50万円未満の機械及び器具の購入、借入れ及び修繕							○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
	9 土木工事（住宅環境課の所掌事務に係るものを除く。）の施行のための土地の取得及び使用並びに地上権、地役権その他土地に関する所有権以外の権利、鉱業権、温泉を利用する権利並びに立木、建て物その他土地に定着する物件の所有権及び所有権以外の権利の取得、使用及び消滅並びに損失の補償に係る契約の締結							○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
	10 不動産登記法に基づく不動産の登記							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	11 県土整備部の所管に係る土地及び水面並びに国有の土地及び水面の境界の確定							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
二 土木工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成 (一) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)において同じ。）が6,000万円以上の工事に係るもの				○				地方県土整備局長 日野総合事務所長

(二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの							○	総合事務所長 地方県土整備局長
2 同規則第14第1項(同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	○		○				○	総合事務所長 地方県土整備局長
3 同規則第15条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	○		○				○	総合事務所長 地方県土整備局長
4 同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	○						○	総合事務所長 地方県土整備局長
5 同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの	○	○					○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
6 同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの	○	○					○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
7 略								
8 同規則第28条の規定による下請負者等に関する報告の要求							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長

(二) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの							○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
2 同規則第14第1項(同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの (2) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの	○	○					○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
3 同規則第15条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの (2) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの	○	○					○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
4 同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名 (一) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの	○						○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
5 同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの	○	○					○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
6 同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの	○	○					○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
7 略								
8 同規則第28条の規定による下請負者等に関する報告の要求							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長

9 略								
10 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
11 同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの			○				○	総合事務所長 地方県土整備局長
12 同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの イ 請負代金の額の変更 ロ 工期の変更	○	○	○ ○				○	総合事務所長 地方県土整備局長
13 略								
14 同規則第39条第4項の規定による工事の内容の変更等 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	○	○	○				○	総合事務所長 地方県土整備局長
15 同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	○	○	○				○	総合事務所長 地方県土整備局長
16 同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの	○							

9 略								
10 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
11 同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求 (一) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの			○				○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
12 同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が6,000万円以上2億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの イ 請負代金の額の変更 ロ 工期の変更	○	○	○ ○				○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
13 略								
14 同規則第39条第4項の規定による工事の内容の変更等 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が6,000万円以上2億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの	○	○	○				○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
15 同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が6,000万円以上2億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの	○	○	○				○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
16 同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの	○							

(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	○	○					○	総合事務所長 地方県土整備局長
17 同規則第41条の規定による工期の延長の承認 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの	○	○	○				○	総合事務所長 地方県土整備局長
18～22 略								
23 同規則第48条第2項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認							○	総合事務所長 地方県土整備局長
24～28 略								
29 同規則第59条第2項（同規則第56条第2項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの		○					○	総合事務所長 地方県土整備局長
30 同規則第60条第2項の規定による前金払いに係る認定							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
31 同規則第61条第2項の規定による請負代金の前金払い (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの		○					○	総合事務所長 地方県土整備局長
32 同規則第66条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
33 同規則第66条第4項の規定による請負代金の部分払い (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの		○					○	総合事務所長 地方県土整備局長
34 同規則第67条第1項の規定による請負								

(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が6,000万円以上2億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの	○	○					○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
17 同規則第41条の規定による工期の延長の承認 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が6,000万円以上2億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの	○	○	○				○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
18～22 略								
23 同規則第48条第2項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認							○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
24～28 略								
29 同規則第59条第2項（同規則第56条第2項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの			○				○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
30 同規則第60条第2項の規定による前金払いに係る認定							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
31 同規則第61条第2項の規定による請負代金の前金払い (一) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの			○				○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
32 同規則第66条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
33 同規則第66条第4項の規定による請負代金の部分払い (一) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの			○				○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
34 同規則第67条第1項の規定による請負								

		代金の代理受領の承認 (一)　請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの		○					○	総合事務所長 地方県土整備局長
		35　略								
		36　同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払 (一)　請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの		○					○	総合事務所長 地方県土整備局長
		37　同規則第72条第7項の規定による当該物件の処分等の決定 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○	○	○					
管理課	一～五　略									
	六　鳥取県国有地使用料徴収条例（平成12年鳥取県条例第29号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第3条の規定による占用料等の減免 (一)　同条例第3条第1号の規定に係るもの (二)　(一)以外のもの		○					○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
	七　国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1　同令第3条の規定による普通財産を財務大臣へ引継ぐ場合の通知 (一)　法定外公共用財産(国土交通省所管国有財産のうち、河川法（昭和39年法律第167号）、道路法（昭和27年法律第180号）その他の公共物の管理に関する特別の法律の適用がない公共物の用に供されているものをいう。以下七において同じ。）を除く行政財産の用途の廃止によって生じたもの又は法定外公共用財産の用途の廃止によって生じた普通財産の引継ぎのうち面積が3万平方メートルを超えるもの (二)　法定外公共用財産の用途の廃止によって生じた普通財産の引継ぎのうち面積が3万平方メートルを超えないもの		○					○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
		2　略								
		3　同令第6条第5項第2号の規定による法定外公共用財産の								

		代金の代理受領の承認 (一)　請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの		○					○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
		35　略								
		36　同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払 (一)　請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの		○					○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
		37　同規則第72条第7項の規定による当該物件の処分等の決定 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○	○	○					
管理課	一～五　略									
	六　鳥取県国有地使用料徴収条例（平成12年鳥取県条例第29号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第3条の規定による占用料等の減免 (一)　同条例第3条第1号の規定に係るもの (二)　(一)以外のもの		○					○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	七　国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1　同令第3条の規定による普通財産を財務大臣へ引継ぐ場合の通知 (一)　法定外公共用財産(国土交通省所管国有財産のうち、河川法（昭和39年法律第167号）、道路法（昭和27年法律第180号）その他の公共物の管理に関する特別の法律の適用がない公共物の用に供されているものをいう。以下七において同じ。）を除く行政財産の用途の廃止によって生じたもの又は法定外公共用財産の用途の廃止によって生じた普通財産の引継ぎのうち面積が3万平方メートルを超えるもの (二)　法定外公共用財産の用途の廃止によって生じた普通財産の引継ぎのうち面積が3万平方メートルを超えないもの		○					○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
		2　略								
		3　同令第6条第5項第2号の規定による法定外公共用財産の								

		用途の廃止 (一)　面積が3万平方メートルを超えるもの (二)　面積が3万平方メートルを超えないもの		○				○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
		4～7　略							
		8　同令第11条第3号の規定による法定外公共用財産とする目的でする寄附の受納 (一)　面積が3万平方メートルを超える法定外公共用財産の用途の廃止に伴うもの (二)　面積が3万平方メートルを超えない法定外公共用財産の用途の廃止に伴うもの		○				○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
	八　建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく知事の権限に属する事務	1及び2　略							
		2の2　同法第11条の規定による変更等の届出の受理						○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
		3～16　略							
九～十三　略									
	十四　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく知事の権限に属する事務	1及び2　略							
		3　同法第10条第1項の規定による対象建設工事の届出の受理						○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
		4　同法第10条第2項の規定による対象建設工事の変更の届出の受理						○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
		5　同法第10条第3項の規定による分別解体等の計画の変更その他必要な措置の命令						○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
		6　同法第11条の規定による通知の受理						○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
		7及び8　略							
		9　同法第18条第2項の規定による再資源化等が適正に行われなかった場合の申告及び適当な措置の請求の受理						○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長

		用途の廃止 (一)　面積が3万平方メートルを超えるもの (二)　面積が3万平方メートルを超えないもの		○				○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
		4～7　略							
		8　同令第11条第3号の規定による法定外公共用財産とする目的でする寄附の受納 (一)　面積が3万平方メートルを超える法定外公共用財産の用途の廃止に伴うもの (二)　面積が3万平方メートルを超えない法定外公共用財産の用途の廃止に伴うもの		○				○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	八　建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく知事の権限に属する事務	1及び2　略							
		2の2　同法第11条の規定による変更等の届出の受理						○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
		3～16　略							
九～十三　略									
	十四　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく知事の権限に属する事務	1及び2　略							
		3　同法第10条第1項の規定による対象建設工事の届出の受理						○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
		4　同法第10条第2項の規定による対象建設工事の変更の届出の受理						○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
		5　同法第10条第3項の規定による分別解体等の計画の変更その他必要な措置の命令						○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
		6　同法第11条の規定による通知の受理						○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
		7及び8　略							
		9　同法第18条第2項の規定による再資源化等が適正に行われなかった場合の申告及び適当な措置の請求の受理						○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局

		10～26 略								
十五及び十六 略										
	十七 その他の事務	1 土木工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行								
		(一) 鳥取港、網代港及び田後港に係る港整備事業、海岸整備事業及び東部地区沿岸漁場整備事業に係る工事（請負対象設計金額が1億円以上の工事に限る。）に係るもの			○					
		(二) 鳥取港、網代港及び田後港に係る港整備事業、海岸整備事業及び東部地区沿岸漁場整備事業に係る工事（請負対象設計金額が1億円未満の工事に限る。）に係るもの							○	鳥取港湾事務所長
		(三) 鳥取空港の整備事業に係る工事（請負対象設計金額が1億円以上の工事に限る。）に係るもの			○					
		(四) 鳥取空港の整備事業に係る工事（請負対象設計金額が1億円未満の工事に限る。）に係るもの							○	鳥取空港管理事務所長
		(五) (一)から(四)まで以外の工事に係るもの								
		(1) 八頭地方県土整備局及び各総合事務所の管轄に係るもので請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							○	総合事務所長 八頭地方県土整備局長
		(2) 鳥取地方県土整備局の管轄に係るもので請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの							○	鳥取地方県土整備局長
		(3) (1)及び(2)以外に係るもの			○					
		2 略								
道路課	一 道路法に基づく知事の権限に属する事務	1～10 略								
		11 同法第24条の規定による道路管理者以外の者が行う道路に関する工事の設計及び実施計画の承認								
		(一) 次に掲げるものに係るもの							○	総合事務所の県土整備局長

										長
		10～26 略								
十五及び十六 略										
	十七 その他の事務	1 土木工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行								
		(一) 鳥取港、網代港及び田後港に係る港整備事業、海岸整備事業及び東部地区沿岸漁場整備事業に係る工事（請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に限る。）に係るもの			○					
		(二) 鳥取港、網代港及び田後港に係る港整備事業、海岸整備事業及び東部地区沿岸漁場整備事業に係る工事（請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に限る。）に係るもの							○	鳥取港湾事務所長
		(三) 鳥取空港の整備事業に係る工事（請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に限る。）に係るもの			○					
		(四) 鳥取空港の整備事業に係る工事（請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に限る。）に係るもの							○	鳥取空港管理事務所長
		(五) (一)から(四)まで以外の工事に係るもの								
		(1) 八頭地方県土整備局、倉吉地方県土整備局、米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄に係るもので請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							○	八頭地方県土整備局長 倉吉地方県土整備局長 米子地方県土整備局長 日野総合事務所長
		(2) 鳥取地方県土整備局の管轄に係るもので請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの							○	鳥取地方県土整備局長
		(3) (1)及び(2)以外に係るもの			○					
		2 営繕工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行（建築課の項の一の9の規定により鳥取地方県土整備局長、倉吉地方県土整備局長及び米子地方県土整備局長に委任された事務を除く。）			○					
		3 略								
道路課	一 道路法に基づく知事の権限に属する事務	1～10 略								
		11 同法第24条の規定による道路管理者以外の者が行う道路に関する工事の設計及び実施計画の承認								
		(一) 次に掲げるものに係るもの							○	

(1) 道路の法面の埋立て (2) 道路の溝渠にする床板の架設 (3) 自動車の出入り又は物件の運搬のための歩道の切下げ又はガードレール若しくは歩車道境界ブロックの撤去（縁石の切込みを含む。） (4) 道路の接続 (二) (一)以外のものに係るもの			○					地方県土整備局長
12 略								
13 同法第32条第1項及び第3項の規定による道路の占用の許可及びその内容の変更の許可							○	総合事務所長 地方県土整備局長
14 同法第32条第5項の規定による道路の占用の許可についての警察署長との協議							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
15 同法第34条の規定による道路の占用の許可についての条件の付加及び他の道路占用者等からの意見の聴取							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
16 同法第35条の規定による国の行う事業のための道路の占用についての協議							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
17及び18 略								
19 同法第38条の規定による道路の占用に関する工事の施行及びその旨の道路占用者に対する通知							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
20 同法第40条第2項の規定による原状の回復等の指示							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
21 同法第43条の2の規定による車両の積載物の落下の予防等の措置の命令							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
22～24 略								
25 同法第44条の2第1項の規定による違法放置物件の除去							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
26 同法第44条の2第2項の規定による違法放置物件の保管							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備

(1) 道路の法面の埋立て (2) 道路の溝渠にする床板の架設 (3) 自動車の出入り又は物件の運搬のための歩道の切下げ又はガードレール若しくは歩車道境界ブロックの撤去（縁石の切込みを含む。） (4) 道路の接続 (二) (一)以外のものに係るもの			○					地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
12 略								
13 同法第32条第1項及び第3項の規定による道路の占用の許可及びその内容の変更の許可							○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
14 同法第32条第5項の規定による道路の占用の許可についての警察署長との協議							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
15 同法第34条の規定による道路の占用の許可についての条件の付加及び他の道路占用者等からの意見の聴取							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
16 同法第35条の規定による郵便その他国等の行う事業等のための道路の占用についての協議							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
17及び18 略								
19 同法第38条の規定による道路の占用に関する工事の施行及びその旨の道路占用者に対する通知							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
20 同法第40条第2項の規定による原状の回復等の指示							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
21 同法第43条の2の規定による車両の積載物の落下の予防等の措置の命令							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
22～24 略								
25 同法第44条の2第1項の規定による違法放置物件の除去							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
26 同法第44条の2第2項の規定による違法放置物件の保管							○	地方県土整備

								局長
27　同法第44条の2第3項の規定による違法放置物件の返還のための公示							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
28　同法第44条の2第4項の規定による違法放置物件の売却及び売却代金の保管							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
29　同法第44条の2第5項の規定による違法放置物件の廃棄							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
30　同法第46条第1項又は第3項の規定による道路の通行の禁止又は制限							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
31　同法第47条第3項の規定による道路の通行の禁止又は制限							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
32　同法第47条の2第1項の規定による特殊な構造等の車両の通行の許可							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
33　同法第47条の3第1項の規定による車両の通行の中止等の措置の命令							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
34　略								
35　同法第47条の4の規定による道路の通行の禁止又は制限をした場合における道路標識の設置							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
36～44　略								
45　同法第48条の5第2項の規定による道路標識の設置							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
46　同法第48条の6の規定による必要な措置をすることの命令							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長

								局長 日野総合事務所県土整備局長
27　同法第44条の2第3項の規定による違法放置物件の返還のための公示							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
28　同法第44条の2第4項の規定による違法放置物件の売却及び売却代金の保管							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
29　同法第44条の2第5項の規定による違法放置物件の廃棄							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
30　同法第46条第1項又は第3項の規定による道路の通行の禁止又は制限							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
31　同法第47条第3項の規定による道路の通行の禁止又は制限							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
32　同法第47条の2第1項の規定による特殊な構造等の車両の通行の許可							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
33　同法第47条の3第1項の規定による車両の通行の中止等の措置の命令							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
34　略								
35　同法第47条の4の規定による道路の通行の禁止又は制限をした場合における道路標識の設置							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
36～44　略								
45　同法第48条の5第2項の規定による道路標識の設置							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
46　同法第48条の6の規定による必要な措置をすることの命令							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長

47～49　略								
50　同法第48条の9第4項の規定による自転車専用道路等の通行の制限をした場合における道路標識の設置							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
51　同法第48条の10の規定による自転車専用道路等の通行違反者に対する措置の命令							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
52　同法第52条第1項の規定による市町村の分担金の徴収							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
53～58　略								
59　同法第66条第1項の規定による道路に関する調査等のための他人の土地への立入り等の権限の命令及び委任							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
60　同法第66条第2項の規定による土地の占有者への他人の土地への立入り等の通知							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
61　同法第66条第5項の身分を示す証票の交付							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
62　同法第66条第6項の規定による土地の占有者等への他人の土地の一時使用の通知及び意見の聴取							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
63　同法第67条の2第1項の規定による車両の移動							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
64　同法第67条の2第2項の規定による警察署長の意見の聴取							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
65　同法第67条の2第3項の規定による車両の保管							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
66　同法第67条の2第4項の規定による車両を返還するために必要な事項の公示							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長

47～49　略								
50　同法第48条の9第4項の規定による自転車専用道路等の通行の制限をした場合における道路標識の設置							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
51　同法第48条の10の規定による自転車専用道路等の通行違反者に対する措置の命令							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
52　同法第52条第1項の規定による市町村の分担金の徴収							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
53～58　略								
59　同法第66条第1項の規定による道路に関する調査等のための他人の土地への立入り等の権限の命令及び委任							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
60　同法第66条第2項の規定による土地の占有者への他人の土地への立入り等の通知							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
61　同法第66条第5項の身分を示す証票の交付							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
62　同法第66条第6項の規定による土地の占有者等への他人の土地の一時使用の通知及び意見の聴取							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
63　同法第67条の2第1項の規定による車両の移動							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
64　同法第67条の2第2項の規定による警察署長の意見の聴取							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
65　同法第67条の2第3項の規定による車両の保管							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
66　同法第67条の2第4項の規定による車両を返還するために必要な事項の公示							○	地方県土整備局長

									総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
	67　同法第57条の2第5項の規定による車両の移動							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
	68　同法第58条の規定による非常災害時における土地の一時使用等							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
	69～71　略								
	72　同法第71条第1項及び第2項の規定による許可又は承認の取消し、効力の停止等 (一)　11の(一)により承認又は許可したものに係るもの							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
	(二)　13により許可したものに係るもの							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
	(三)　(一)及び(二)以外のもの		○						
	73　略								
	73の2　同法第71条第4項の規定による道路監理員の任免 (一)　本庁に所属する職員 (二)　地方機関に所属する職員			○ ○					総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
	74～80　略								
二　車両制限令（昭和36年政令第265号）に基づく知事の権限に属する事務	1～4　略								
	5　同令第10条の規定による車両の通行方法の決定							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
	6及び7　略								
	8　同令第12条の規定による特殊車両の通行の認定							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
三　略									
四　鳥取県道路占用料徴収条例（昭和28年鳥取県条例第48号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第3条の規定による占用料の減免							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長

									日野総合事務所県土整備局長
	67　同法第57条の2第5項の規定による車両の移動							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	68　同法第58条の規定による非常災害時における土地の一時使用等							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	69～71　略								
	72　同法第71条第1項及び第2項の規定による許可又は承認の取消し、効力の停止等 (一)　11の(一)により承認又は許可したものに係るもの							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	(二)　13により許可したものに係るもの							○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
	(三)　(一)及び(二)以外のもの		○						
	73　略								
	74～80　略								
二　車両制限令（昭和36年政令第265号）に基づく知事の権限に属する事務	1～4　略								
	5　同令第10条の規定による車両の通行方法の決定							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	6及び7　略								
	8　同令第12条の規定による特殊車両の通行の認定							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
三　略									
四　鳥取県道路占用料徴収条例（昭和28年鳥取県条例第48号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第3条の規定による占用料の減免							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長

五　電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）に基づく知事の権限に属する事務	1及び2　略								
	3　同法第4条第1項（同法第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定による電線共同溝の占用許可申請の受理							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
	4　同法第4条第2項（同法第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定による電線共同溝の占用許可申請の勧告							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
	5　同法第4条第3項（同法第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定による国の電線共同溝の占用に係る協議							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
	6　同法第4条第4項（同法第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定による電線共同溝の占用許可申請の却下							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
	7　略								
	8　同法第6条第2項（同法第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定による電線共同溝の占用予定者の地位の承継の届出の受理							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
	9及び10　略								
	11　同法第10条の規定による占用予定者に対する電線共同溝の占用の許可							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
	12　同法第11条第1項の規定による占用予定者であった者以外の者による電線共同溝の占用の許可							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
	13　同法第12条第1項の規定による電線共同溝の占用に係る変更の許可							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
	14　略								
	15　同法第14条第2項の規定による電線共同溝の占用許可に基づく地位の承継の届出の受理							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
	16　同法第15条第1項の規定による電線共同溝の占用許可に基づく権利の譲渡の承認							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
	17　同法第16条第2項の規定による必要な							○	総合事務所の県土整備局長

五　電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）に基づく知事の権限に属する事務	1及び2　略								
	3　同法第4条第1項（同法第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定による電線共同溝の占用許可申請の受理							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	4　同法第4条第2項（同法第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定による電線共同溝の占用許可申請の勧告							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	5　同法第4条第3項（同法第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定による国の電線共同溝の占用に係る協議							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	6　同法第4条第4項（同法第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定による電線共同溝の占用許可申請の却下							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	7　略								
	8　同法第6条第2項（同法第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定による電線共同溝の占用予定者の地位の承継の届出の受理							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	9及び10　略								
	11　同法第10条の規定による占用予定者に対する電線共同溝の占用の許可							○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
	12　同法第11条第1項の規定による占用予定者であった者以外の者による電線共同溝の占用の許可							○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
	13　同法第12条第1項の規定による電線共同溝の占用に係る変更の許可							○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
	14　略								
	15　同法第14条第2項の規定による電線共同溝の占用許可に基づく地位の承継の届出の受理							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	16　同法第15条第1項の規定による電線共同溝の占用許可に基づく権利の譲渡の承認							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	17　同法第16条第2項の規定による必要な							○	

		措置を講ずべきことの命令								地方県土整備局長
		18　同法第17条第1項の規定による必要な措置を講ずべきことの命令							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
		19及び20　略								
		21　同法第20条の規定による原状回復についての必要な指示							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
		22　同法第26条の規定による許可又は承認の取消し等 (一)　11から13までの許可に係るもの							○	総合事務所長 地方県土整備局長
		(二)　16の承認に係るもの							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
	六　道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第78条第2項後段の規定による道路の使用の許可申請書の送付							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
		2　同法第79条の規定による道路の使用の許可についての所轄警察署長との協議							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
		3　同法第110条の2第3項の規定による公安委員会が行う交通の規制についての意見の申出							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
	七　略									
	八　土地改良法に基づく知事の権限に属する事務（広域農道整備事業及び農林漁業用軍発油税財源身替農道整備事業に係るものに限り、市町村長に委任したものを除く。）	1及び2　略								
		3　同法第8条第2項（同法第48条第9項、第87条第2項、第95条第3項及び第96条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定による専門技術者の委嘱							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
		4及び5　略								
		6　同法第49条第1項（同法第96条の4において準用する場合を含む。）の規定による応急工事計画の認可							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
		7～14　略								

		措置を講ずべきことの命令								地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
		18　同法第17条第1項の規定による必要な措置を講ずべきことの命令							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
		19及び20　略								
		21　同法第20条の規定による原状回復についての必要な指示							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
		22　同法第26条の規定による許可又は承認の取消し等 (一)　11から13までの許可に係るもの							○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
		(二)　16の承認に係るもの							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	六　道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第78条第2項後段の規定による道路の使用の許可申請書の送付							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
		2　同法第79条の規定による道路の使用の許可についての所轄警察署長との協議							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
		3　同法第110条の2第3項の規定による公安委員会が行う交通の規制についての意見の申出							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	七　略									
	八　土地改良法に基づく知事の権限に属する事務（広域農道整備事業及び農林漁業用軍発油税財源身替農道整備事業に係るものに限り、市町村長に委任したものを除く。）	1及び2　略								
		3　同法第8条第2項（同法第48条第9項、第87条第2項、第95条第3項及び第96条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定による専門技術者の委嘱							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
		4及び5　略								
		6　同法第49条第1項（同法第96条の4において準用する場合を含む。）の規定による応急工事計画の認可							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
		7～14　略								

	15　同法第87条の3第1項の規定による土地改良事業計画の変更又は廃止に係る公告及び同意の取得							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
	16　同法第87条の3第4項の規定による土地改良事業計画の変更又は廃止に係る公告をする前の協議							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
	17　同法第87条の3第6項において準用する同法第5条第6項の規定による国有地等の編入の承認の申請							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
	18及び19　略								
	20　同法第114条の規定による県営土地改良事業に係る土地の分割又は合併の手続							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
九　土地改良登記令（昭和36年政令第146号）に基づく知事の権限に属する事務（広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に係るものに限る。）	1　同令第2条の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地及び建物についての登記の嘱託							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
	2　同令第33条の2の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の表示の変更の登記の嘱託							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
	3　同令第33条の3の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内において農用地の保全又は利用上必要な施設の敷地を取得した場合における所有権移転の登記の嘱託							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
十　その他の事務	1　県営土地改良事業（広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に係るものに限る。以下この項において同じ。）を施行するために必要な土地若しくは建物、立木その他土地に定着する物件の取得、所有権以外の土地に関する権利の取得、使用若しくは消滅又は損失の補償に係る契約の締結							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
	2　略								
	3　県営土地改良事業に係る施設等の譲与に伴う登記の嘱託及び嘱託の承諾							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長

	15　同法第87条の3第1項の規定による土地改良事業計画の変更又は廃止に係る公告及び同意の取得							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	16　同法第87条の3第4項の規定による土地改良事業計画の変更又は廃止に係る公告をする前の協議							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	17　同法第87条の3第6項において準用する同法第5条第6項の規定による国有地等の編入の承認の申請							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	18及び19　略								
	20　同法第114条の規定による県営土地改良事業に係る土地の分割又は合併の手続							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
九　土地改良登記令（昭和36年政令第146号）に基づく知事の権限に属する事務（広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に係るものに限る。）	1　同令第2条の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地及び建物についての登記の嘱託							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	2　同令第33条の2の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の表示の変更の登記の嘱託							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	3　同令第33条の3の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内において農用地の保全又は利用上必要な施設の敷地を取得した場合における所有権移転の登記の嘱託							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
十　その他の事務（広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に係るものに限る。）	1　県営土地改良事業を施行するために必要な土地若しくは建物、立木その他土地に定着する物件の取得、所有権以外の土地に関する権利の取得、使用若しくは消滅又は損失の補償に係る契約の締結							○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
	2　略								
	3　県営土地改良事業に係る施設等の譲与に伴う登記の嘱託及び嘱託の承諾							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長

		4　県営土地改良事業に係る分担金・負担金の調定							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
		5　県営土地改良事業により造成された財産に係る追加改築等の承認							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
		6　県営土地改良事業に係る行政財産の使用許可及び所政財産の使用料の減免 (一)　重要なもの (二)　軽易なもの						○	○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
		7　道路監視員の身分証明書の交付							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
都市計画課	一　都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1～15　略								
		16　同法第29条第1項の規定による都市計画区域又は準都市計画区域内における開発行為の許可のうち次に掲げるもの (一)　その規模が10ヘクタール以上のものに係るもの (二)　その規模が1ヘクタール以上10ヘクタール未満のものに係るもの (三)　その規模が1ヘクタール未満のものに係るもの (1)　市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行うものに係るもの (2)　市街化調整区域内において行うものに係るもの イ　同法第34条第9号に該当する開発行為でその規模が5,000平方メートル未満のもの ロ　同法第34条第10号ロに該当する開発行為でその規模が1ヘクタール未満のもの ハ　イ及びロ以外のもの	○ ○ ○	○ ○						○ ○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長 総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
		16の2　略								
		17　同法第32条の規定による開発行為の同意（国有土地に係るものに限る。）							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
		17の2　同法第35条の2第1項の規定による開発行為の変更の許可 (一)　16の(一)、		○						

		4　県営土地改良事業に係る分担金・負担金の調定							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
		5　県営土地改良事業により造成された財産に係る追加改築等の承認							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
都市計画課	一　都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1～15　略								
		16　同法第29条第1項の規定による都市計画区域又は準都市計画区域内における開発行為の許可のうち次に掲げるもの (一)　その規模が10ヘクタール以上のものに係るもの (二)　その規模が1ヘクタール以上10ヘクタール未満のものに係るもの (三)　その規模が1ヘクタール未満のものに係るもの (1)　市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域内において行うものに係るもの (2)　市街化調整区域内において行うものに係るもの イ　同法第34条第9号に該当する開発行為でその規模が5,000平方メートル未満のもの ロ　同法第34条第10号ロに該当する開発行為でその規模が1ヘクタール未満のもの ハ　イ及びロ以外のもの	○ ○ ○	○ ○						○ ○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長 地方県土整備局長
		16の2　略								
		17　同法第32条の規定による開発行為の同意（国有土地に係るものに限る。）							○	地方県土整備局長
		17の2　同法第35条の2第1項の規定による開発行為の変更の許可 (一)　16の(一)、		○						

			(二)若しくは(三)の(2)のロ又は16の2の許可に係るもの (二)　16の(三)の(1)又は(2)のイの許可に係るもの (三)　16の(三)の(2)のハの許可に係るもの		○					○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長									
			17の3　同法第35条の2第3項の規定による開発行為の軽微な変更の届出の受理 (一)　16の(一)、(二)若しくは(三)の(2)のロ若しくはハ又は16の2の許可に係るもの (二)　16の(三)の(1)又は(2)のイの許可に係るもの		○					○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長									
			17の4　同法第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了の届出の受理							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長									
			18　同法第36条第2項の規定による開発行為に関する工事の完了の検査及び検査済証の交付							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長									
			19　略																	
			20　同法第37条第1号の規定による建築物の建築又は特定工作物の建設についての承認							○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長									
			20の2　同法第38条の規定による開発行為に関する工事の廃止の届出の受理 (一)　16の(一)、(二)若しくは(三)の(2)のロ若しくはハ又は16の2の許可に係るもの (二)　16の(三)の(1)又は(2)のイの許可に係るもの		○					○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長									
			20の3～22の2　略																	
			23　同法第43条第1項の規定による開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可 (一)　都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第36条第1項第3号イに該当するものに係るもの (二)　都市計画法施		○					○	総合事務所の									

			(二)若しくは(三)の(2)のロ又は16の2の許可に係るもの (二)　16の(三)の(1)又は(2)のイの許可に係るもの (三)　16の(三)の(2)のハの許可に係るもの		○					○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長									
			17の3　同法第35条の2第3項の規定による開発行為の軽微な変更の届出の受理 (一)　16の(一)、(二)若しくは(三)の(2)のロ若しくはハ又は16の2の許可に係るもの (二)　16の(三)の(1)又は(2)のイの許可に係るもの		○					○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長									
			17の4　同法第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了の届出の受理							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長									
			18　同法第36条第2項の規定による開発行為に関する工事の完了の検査及び検査済証の交付							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長									
			19　略																	
			20　同法第37条第1号の規定による建築物の建築又は特定工作物の建設についての承認							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長									
			20の2　同法第38条の規定による開発行為に関する工事の廃止の届出の受理 (一)　16の(一)、(二)若しくは(三)の(2)のロ若しくはハ又は16の2の許可に係るもの (二)　16の(三)の(1)又は(2)のイの許可に係るもの		○					○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長									
			20の3～22の2　略																	
			23　同法第43条第1項の規定による開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可 (一)　都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第36条第1項第3号イに該当するものに係るもの (二)　都市計画法施		○					○										

			行令第36条第1項第3号ニに該当するものに係るもの							県土整備局長 地方県土整備局長				行令第36条第1項第3号ニに該当するものに係るもの							地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
			(三)　都市計画法施行令第36条第1項第3号ホに該当するものに係るもの		○									(三)　都市計画法施行令第36条第1項第3号ホに該当するものに係るもの		○					
			24　同法第45条の規定による開発許可に基づく地位の承継の承認 (一)　16の(一)、(二)若しくは(三)の(2)のロ若しくはハ又は16の2の許可に係るもの (二)　16の(三)の(1)又は(2)のイの許可に係るもの			○			○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長				24　同法第45条の規定による開発許可に基づく地位の承継の承認 (一)　16の(一)、(二)若しくは(三)の(2)のロ若しくはハ又は16の2の許可に係るもの (二)　16の(三)の(1)又は(2)のイの許可に係るもの			○			○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
			25　同法第46条の規定による開発登録簿の調製及び保管 (一)　16の(一)、(二)若しくは(三)の(2)のロ若しくはハ又は16の2の許可に係るもの (二)　16の(三)の(1)又は(2)のイの許可に係るもの					○	○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長				25　同法第46条の規定による開発登録簿の調製及び保管 (一)　16の(一)、(二)若しくは(三)の(2)のロ若しくはハ又は16の2の許可に係るもの (二)　16の(三)の(1)又は(2)のイの許可に係るもの					○	○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
			25の2　同法第47条第5項の規定による開発登録簿の閲覧及び写しの交付 (一)　16の(一)、(二)若しくは(三)の(2)のロ若しくはハ又は16の2の許可に係るもの (二)　16の(三)の(1)又は(2)のイの許可に係るもの					○	○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長				25の2　同法第47条第5項の規定による開発登録簿の閲覧及び写しの交付 (一)　16の(一)、(二)若しくは(三)の(2)のロ若しくはハ又は16の2の許可に係るもの (二)　16の(三)の(1)又は(2)のイの許可に係るもの					○	○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
			26　同法第52条の2第1項（同法第57条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定による市街地開発事業予定区域の区域内における建築物の建築等の許可						○	中部総合事務所県土整備局長 西部総合事務所県土整備局長 地方県土整備局長				26　同法第52条の2第1項（同法第57条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定による市街地開発事業予定区域の区域内における建築物の建築等の許可						○	地方県土整備局長
			26の2　同法第52条の2第2項（同法第57条の3第1項において準用する場合を含む。）、同法第53条第2項及び同法第65条第3項において準用する同法第42条第2項の規定による国の機関との協議						○	中部総合事務所県土整備局長 西部総合事務所県土整備局長 地方県土整備局長				26の2　同法第52条の2第2項（同法第57条の3第1項において準用する場合を含む。）、同法第53条第2項及び同法第65条第3項において準用する同法第42条第2項の規定による国の機関との協議						○	地方県土整備局長
			27　29　略											27～29　略							
			30　同法第53条第1項の規定による都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築の許可											30　同法第53条第1項の規定による都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築の許可							

(一) 同法第55条第1項に規定する事業予定地における建築物に係るもの (二) (一)以外のもの					○		○	中部総合事務所県土整備局長 西部総合事務所県土整備局長 地方県土整備局長
31～45 略								
46 同法第55条第1項の規定による都市計画事業地内における事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更後の許可							○	中部総合事務所県土整備局長 西部総合事務所県土整備局長 地方県土整備局長
47 同法第55条第2項の規定による施行者の意見の聴取							○	中部総合事務所県土整備局長 西部総合事務所県土整備局長 地方県土整備局長
48 略								
49 同法第66条の規定による事業地内の土地建物等の有償譲渡について制限があることを関係権利者に周知させるための必要な措置並びに事業地及びその付近地の住民に対する説明等の措置の実施							○	中部総合事務所県土整備局長 西部総合事務所県土整備局長 地方県土整備局長
50 略								
51 同法第68条第2項の規定による買い取るべき土地の価額の協議							○	中部総合事務所県土整備局長 西部総合事務所県土整備局長 地方県土整備局長
52 同法第80条第1項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに必要な勧告及び助言 (一) 16の(一)、(二)若しくは(三)の(2)のロ、16の2、21、22、23の(三)、30の(一)、39、44又は45の許可等に係るもの (二) 13、16の(三)の(2)のハ、23の(一)、25の(一)又は37の許可等に係るもの (三) 16の(三)の(1)若しくは(2)のイ、18、20、23の(二)、24、25の(二)、26、30の(二)又は46の許可等に係るもの		○ ○					○	総合事務所の県土整備局長 地方県土整備局長
53 同法第81条第1項及び第2項の規定による許可等の取消し、変更等の監督処分 (一) 16の(一)、(二)若しくは(三)の(2)のロ、16の		○						

(一) 同法第55条第1項に規定する事業予定地における建築物に係るもの (二) (一)以外のもの					○		○	地方県土整備局長
31～45 略								
46 同法第55条第1項の規定による都市計画事業地内における事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更後の許可							○	地方県土整備局長
47 同法第55条第2項の規定による施行者の意見の聴取							○	地方県土整備局長
48 略								
49 同法第66条の規定による事業地内の土地建物等の有償譲渡について制限があることを関係権利者に周知させるための必要な措置並びに事業地及びその付近地の住民に対する説明等の措置の実施							○	地方県土整備局長
50 略								
51 同法第68条第2項の規定による買い取るべき土地の価額の協議							○	地方県土整備局長
52 同法第80条第1項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに必要な勧告及び助言 (一) 16の(一)、(二)若しくは(三)の(2)のロ、16の2、21、22、23の(三)、30の(一)、39、44又は45の許可等に係るもの (二) 13、16の(三)の(2)のハ、23の(一)、25の(一)又は37の許可等に係るもの (三) 16の(三)の(1)若しくは(2)のイ、18、20、23の(二)、24、25の(二)、26、30の(二)又は46の許可等に係るもの		○ ○					○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
53 同法第81条第1項及び第2項の規定による許可等の取消し、変更等の監督処分 (一) 16の(一)、(二)若しくは(三)の(2)のロ、16の		○						